

福山市発注工事における情報共有システム利用実施要領

第 1 条 目的

本要領は、工事関係書類の往復及び処理の円滑化、迅速化等を図るための情報共有システム利用に際し必要な事項を定める。

第 2 条 利用対象工事

表-1 に挙げた積算基準類により諸経費を算出した土木工事のうち、設計金額 3, 5 0 0 万円以上の工事を情報共有システムの利用対象とする。ただし、契約後に受注者の申し出により、情報共有システムの利用対象としないことが出来るものとする。

表-1 利用対象とする積算基準類

積算基準類	利用対象工事	情報共有システムに係る費用を 共通仮設費率分に含む
土木工事標準積算基準書	○	○
土地改良工事積算基準	○	○
森林整備保全事業設計積算要領	○	○
港湾請負工事積算基準	○	○
漁港漁場関係工事積算基準	○	○

第 3 条 使用する情報共有システム

福山市が発注する工事で使用する情報共有システムは次とする。

広島県工事中情報共有システム

<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>

第 4 条 利用の対象とする工事関係書類

情報共有システムの利用対象とする工事関係書類は、工事書類のうち工事帳票（工事打合せ簿（施工計画書及び履行報告書を含む）、段階確認書、材料確認書および確認・立会依頼書）とし、工事写真やその他書類は利用対象としない。

第 5 条 工事中における利用対象範囲

情報共有システムの利用対象とした工事の施工中における情報交換・共有は、原則として情報共有システムを利用する。

ただし、工事帳票のうち電子化するのが非効率な書類は、紙媒体での供覧をするが、決裁は情報共有システムで行う。

第 6 条 情報共有システムの利用料

情報共有システムの利用に当たり、受注者が（一社）広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。

第7条 特記仕様書への明示

利用対象工事の場合は、特記仕様書にその旨を記載する。

特記仕様書（記載例）

第〇節 情報共有システムの利用

- 1 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図る情報共有システムの対象である。
- 2 本工事で使用する情報共有システムは次とする。
広島県工事中情報共有システム
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- 3 受注者は、情報共有システムの利用対象としないことを希望する場合は、契約後すみやかに発注者にその旨を協議し、承諾を得ること。
- 4 受注者は、情報共有システムの利用に当たり、（一社）広島県土木協会に利用申込みを行い、利用料を支払うものとする。
- 5 受注者は、情報共有システムの利用にあたり、情報共有システム利用手引に基づき運用すること。

第8条 情報共有システムを利用した工事の検査

情報共有システムの利用対象とした工事関係書類のうち、電子媒体により納品された書類は、原則紙に出力することなくパソコンを利用した検査を行う。

また、情報共有システムの利用対象としない契約書や写真、管理図等の工事関係書類は、従来通り紙媒体により検査を行う。

第9条 その他

本要領に定める事項の他、別に定める情報共有システム利用手引に基づいて運用し、定めがない事項に関しては、受発注者間で協議し定めるものとする。

附則

この要領は、2022年（令和4年）2月1日から施行する。